

議案第 101 号

三朝町国民健康保険税条例の一部改正について

次のとおり三朝町国民健康保険税条例の一部を改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成19年12月13日

三朝町長 吉田秀光

三朝町条例第 号

三朝町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

三朝町国民健康保険税条例(昭和45年三朝町条例第19号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(国民健康保険税の減額) 第13条 次の各号の1に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が56万円を超える場合には、56万円)並びに同条第3項本文の介護納付金課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が9万円を超える場合には、9万円)の合算額とする。 (1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項に規定する金額を超えない	(国民健康保険税の減額) 第13条 次の各号の1に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が56万円を超える場合には、56万円)並びに同条第3項本文の介護納付金課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が9万円を超える場合には、9万円)の合算額とする。 (1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項に規定する金額を超えない

世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 21,000円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 17,500円

ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 6,300円

エ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 4,200円

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項に規定する金額に被保険者（当該納税義務者を除く。）1人につき245,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 15,000円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 12,500円

ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 4,500円

エ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 3,000円

(3) 法第703条の5第1項に規

世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 19,600円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 15,400円

ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 5,950円

エ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 3,500円

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項に規定する金額に被保険者（当該納税義務者を除く。）1人につき245,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 14,000円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 11,000円

ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 4,250円

エ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 2,500円

(3) 法第703条の5第1項に規

定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項に規定する金額に被保険者1人につき350,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。） ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） <u>1人について 6,000円</u> イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 <u>1世帯について 5,000円</u> ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） <u>1人について 1,800円</u> エ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 <u>1世帯について 1,200円</u>	定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項に規定する金額に被保険者1人につき350,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。） ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） <u>1人について 5,600円</u> イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 <u>1世帯について 4,400円</u> ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） <u>1人について 1,700円</u> エ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 <u>1世帯について 1,000円</u>
---	---

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成19年度分の国民健康保険税から適用する。